三郷市細街路整備補助金交付要綱に係る《留意事項》

１．交付申請では

交付申請を受付後、市で現地調査を行い、現場が寄附を受ける要件を満たしているかどうかを確認します。現場要件は、次の「２.実績報告では【現場】」のとおりです。なお、現時点で現況が要件に合わない場合は、交付決定通知書に条件を付しますので、実績報告時までに条件を満たしてください。

※　条件の詳細については、道路河川課管理係と協議してください。

２．実績報告では

実績報告を受付後、再度、市で現地調査を行います。寄附要件は以下のとおりです。

【現　場】

（１）　後退用地等の高さを現況道路面の勾配に合わせてください。

（２）　後退用地等の構造を砂利敷き等にしてください。

（３）　後退用地等の構造物を撤去してください。（地下部分も含む）

（４）　境界標（石杭または金属プレート）を設置してください。（鋲は不可）

【書　類】

（１）　後退用地等に所有権以外の権利設定を行わないでください。

（２）　後退用地等は、残地扱いにせずに分筆登記してください。

（３）　土地登記全部事項証明書と地積測量図の地積を一致させてください。

（４）　土地登記全部事項証明書と印鑑証明書、登記原因証明情報兼承諾書の住所・氏名を一致させてください。

※　その他詳細については、道路河川課管理係と協議してください。